

平成24年10月5日 判決言渡及び原本交付 裁判所書記官 森野陽佑

平成24年(ハ)第407号 不当利得返還請求事件

(平成24年9月7日 口頭弁論終結)

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

同代表者代表取締役

アイフル株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、56万2493円及びうち52万7033円に対する平成24年6月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 本判決の第1項は、本判決が被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。

ただし、被告が56万円の担保を供するときは本判決第1項の仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 当事者

原告は、貸金業者の登録を受けた被告との間で金銭消費貸借取引をしていた（以下「本件取引」という。）者である。

(2) 本件取引

取引開始日 平成16年2月5日

取引終了日 平成24年5月7日

取引の経過 別紙計算書のとおり

(3) 悪意の受益者

被告は、貸金業者であり、利息制限法を超過する利息の約定は超過部分について無効で、制限超過部分の弁済は元本に充当され、元本完済後は法律上の原因のない利益として返還を求められることを知っていたから、悪意の受益者に該当し、過払金が発生したときは、過払金に年5分の割合による利息を付して返還する義務がある。

(4) 不当利得（過払い）

本件取引につき、利息制限法所定の法定利率を適用して計算すると、別紙計算書のとおり、取引終了時において過払金元金52万7033円、平成24年6月12日の時点で利息3万5460円が発生している。

(5) まとめ

よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金及びその利息の支払を求める。

2 請求原因に対する認否等

(1) 請求原因(1)は認める。

(2) 請求原因(2)は否認する。

(3) 請求原因(3)は否認する。

被告は、原告と取引をしていた当時、平成18年法律第115号によって改正される前の貸金業法（改正前の題名は「貸金業の規制等に関する法律」、以下「貸金業法」という。）17条1項及び18条1項の書面を顧客に交付する業務態勢を整備し、同法43条1項の適用があると認識していた。したがって、同法43条1項の適用があると認識することについてやむを得ない

といえる特段の事情があり、悪意の受益者に該当しない。被告は、悪意の受益者ではないから、現存利益を返還すれば足りる。

仮に被告が悪意の受益者に該当するとしても、民法704条の利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日である。

(4) 請求原因(4)は否認する。

別紙計算書は、過払金から生じた利息を先に借入金債務に充当しているが、利息を先に借入金債務に充当する理由はなく、計算が不当である。

(5) 請求原因(5)は争う。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因(1)は当事者間に争いがない。

2 同(2)は甲1によって認められる。

3 同(3)について

(1) 上記のとおり被告は貸金業者であるが、制限利率を超過する約定利率で原告との間で本件取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していたことが明らかである。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があると認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁第二小法廷平成19年7月13日判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみるに、被告は、制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があるとの立証をしないから、同項の適用があるとは認められず、上記特段の事情を認めるに足

りる証拠はない。したがって、被告は悪意の受益者であると推定される。

- (2) そうすると、被告は、本件取引にかかる各弁済によって過払金が生じていれば、原告に対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法704条前段所定の年5分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うこととなる。

なお、被告は、悪意の受益者ではないから現存利益を返還すればたりると主張し、利息を付すべき始期は訴状送達の日翌日であると主張するが、被告は悪意の受益者であるから民法703条の適用はなく、前記のとおり過払金が生じた時から利息を付して支払う義務があるから、いずれの主張も採用できない。

4 同(4)について

- (1) 被告は、過払金の利息をその後に発生する新たな借入金債務に充当する理由がないと主張する。

たしかに過払金を借入金債務に充当する場合に民法491条の直接の適用はないと解される。しかし、相殺の場合の充当方法について、民法512条が同法488条ないし491条を準用していることからすると、貸金業者と借主が、お互いに、金銭消費貸借取引の債権者と債務者の関係になり、あるいは、過払金返還請求権の債権者と債務者の関係になり得る場合にあっては、当事者間の公平を図る趣旨から、弁済が費用、利息、元本の順に充当されることに対応して、過払金も利息、元本の順に借入金に充当されると解するのが相当であり、当事者もそのように合意しているものと推認するのが相当である。

- (2) 上記の検討をふまえて取引履歴(甲1)にしたがって引直し計算をすると、別紙計算書のとおりとなる。

5 以上によると請求原因がすべて認められる。

第4 結論

よって、主文のとおり判決する。

周南簡易裁判所

裁判官 西 村 公 宜

これは正本である。

平成24年10月5日

周南簡易裁判所

裁判所書記官

森 野 陽

